



## 在宅歯科医療連携室だより 令和7年 新春号

発行 福島県福島市仲間町 6-6  
福島県歯科医師会・福島県在宅歯科医療連携室  
TEL 024-523-3268 FAX 024-524-1323

### 連携室～相談・調整事例

令和7年も 在宅歯科医療連携室を  
どうぞよろしくお願いいたします



#### 訪問診療の調整には至らなかったケース

70代後半の母親のことで相談。数年前から精神的な症状を患い、生活する上で必要な動作（入浴・歯みがき・衣服を気遣うこと・買い物など）ができなくなった（ただし、精神科医療機関には単独で通院できている）。

歯の痛みを訴えたため付き添って歯科受診したところ、複数の要治療歯があり、治療は長期間に及びとの診断。また、口腔不衛生のため口腔細菌誤嚥の心配も。単独での受診は難しいが、歯科医院に連れて行くことが出来る曜日は限定される。

については、自宅に来てくれる歯科医師を紹介してもらえないか。

連携室からの案内： 病院に単独受診ができている状況もあるため、電話による聞き取りのみでは、介入の判断が困難なケース。

複数の要治療歯の診断を受けたとのことなので、応急的な処置ではなく積極的な治療が必要と想像できるが、その場合、資器材（持ち運びのできる切削機材やレントゲン装置など）の関係で対応できる歯科医院も限られる。介助で通院できている状況もあるため、外来受診の選択が望ましい可能性もあることを伝え、歯科医師に相談し回答することとした。

⇒歯科医師より、年齢等を考慮して治療の最終目標をどの程度に設定するか診察してみないと判断できないが、状況を伺った限りでは衛生的で環境が整った医療施設での受診が望ましいのではとの見解。その旨を伝えたくて、介助通院が可能な歯科医院受診を検討してはと助言。

状況に変化があった場合などはあらためて相談するよう伝え、了承いただいた。

\*\*\*\*\*

### ～「口腔スクリーニング表」をご活用ください～

福島県歯科医師会ホームページ > コンテンツ 訪問診療 に  
掲載しておりますのでご活用ください。



訪問歯科診療に関する相談や歯科との連携に関する場合は、在宅歯科医療連携室にご連絡ください。

※FAX不要の場合にはお手数でもご連絡をお願いいたします。